

第二八回

参第八号

公立の高等学校の夜間課程の教職員に対する夜間勤務手当の支給に関する法律(案)

- 1 地方公共団体は、条例で定めるところにより、公立の高等学校で夜間において授業を行う課程(以下「夜間課程」という。)のみを置くものの校長並びに公立の高等学校に勤務する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手、講師(常時勤務の者に限る。)及び事務職員(地方自治法(昭和二十二年法律第六十二号)第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。)で主として夜間課程における教育又はこれに関する事務に従事するものに対し、夜間勤務手当を支給しなければならない。
- 2 前項の規定により地方公共団体が支給すべき夜間勤務手当の月額、三千円を基準として定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。
(経過規定)
- 2 昭和三十三年四月一日前から本則第一項に規定する夜間勤務手当に相当する手当を支給している地方公共団体は、本則の規定に基き支給する夜間勤務手当の月額が従前の手当の月額より低額となる者があるときは、同項の規定に基く条例において、これらの者につき不利益な結果が生じないように必要な経過的措施を定めなければならない。
(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)
- 3 市町村立学校職員給与負担法(昭和三十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び産業教育手当」を「、産業教育手当及び夜間勤務手当」に改める。

(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正)

- 4 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和三十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「日直及び宿直に関する手当、」の下に「夜間勤務手当、」を加える。

理 由

夜間課程において教育等に従事する公立の高等学校の教職員の職務の特殊性にかんがみ、これらの教職員に対し、夜間勤務手当を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

総額約二億円（平年度）

なお、昭和三十三年度においては、特に必要としない。